

証券コード 366A

2026年6月11日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル
ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 松 田 泰 秀

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://wellcoms.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026
年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げ
ます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、
同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、
画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使
のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよ
うご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目4番6号 赤坂グリーncロス 4階
AP赤坂グリーncロス
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切りの件
 - 第4号議案 役員に対する退職慰労金制度に代わる株式報酬制度導入に係る報酬決定の件
 - 第5号議案 取締役5名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午前11時（受付開始 午前10時30分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

ログインQRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1～4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

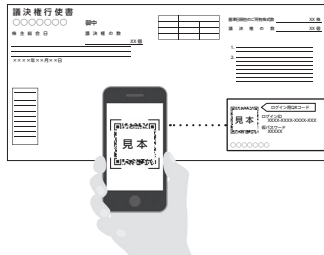
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

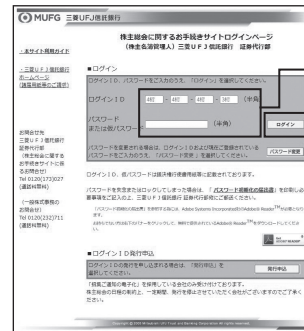
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

1. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当連結会計年度の剰余金の処分につきましては、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当（累進配当）を行っていく方針であります。

当連結会計年度の業績並びに経営環境等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - ① 当社普通株式1株につき 金 34円40銭
 - ② 総額 428,740,960円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、機動的な資本政策の遂行及び株主価値の向上を図ることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができるよう、定款の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (新設)	第2章 株式 第11条 (自己株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第17条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条～第29条 (条文省略)	第19条～第30条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第30条～第39条 (条文省略)	第31条～第40条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第42条 (条文省略)	第41条～第43条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第43条～第46条 (条文省略)	第44条～第47条 (現行どおり)

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切りの件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2026年5月20日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役（社外取締役を除く。）に対し、本総会終結の時までの在任期間の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、役員退職慰労金を打ち切りいたしたく存じます。第4号議案「役員に対する退職慰労金制度に代わる株式報酬制度に係る報酬決定の件」が原案とおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切りは相当であると判断しております。

支給の時期につきましては、取締役の退任時とし、その具体的な金額及び方法等は、取締役会の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

なお、対象となる取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	略歴
まつだ やすひで 松田 泰秀	2012年4月 当社 取締役 2016年4月 当社 代表取締役社長（現任）
さ さ き まさゆき 佐々木 雅之	2024年6月 当社 取締役（現任）

第4号議案 役員に対する退職慰労金制度に代わる株式報酬制度導入に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2022年6月27日開催の定時株主総会において年額2億円、また、2022年2月18日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することに伴い年額126百万円以内を当該報酬額とは別枠設けることとして、ご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内といたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、当社は、2024年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めておりますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に1年間に発行または処分される株式総数の発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は0.3%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、当社の現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）ですが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役3名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関わる報酬として当社の取締役の報酬等の限度額として定められている年額2億円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締

役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）もしくは株式併合が行われた場合またはその他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を、当該分割比率または併合比率等に応じて合理的に調整することができる。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役及び執行役員を退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める場合を除き、当該対象取締役に割り当てた本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において、下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社は、当該本割当株式を当然に無償で取得する。

加えて、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役について、①拘禁以上の刑に処せられ、差押え等の処分を受け、または倒産手続が開始する等一定の事由が生じた場合、②競業を行い、または法令違反等の事実があると当社取締役会が認め、その他本割当株式を当社が無償で取得することが相当であると当社取締役会が決定して無償取得の旨を書面で通知した場合には、当社は当該本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、①当社取締役会が正当と認める場合、または②譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員を退任（任期満了、死亡による退任又は退職を含む。）した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、組織再編等承認時に、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第5号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
1	まつ だ やす ひで 松 田 泰 秀 (1975年4月17日)	1998年 4 月 伊藤忠商事(株) 入社 1999年 4 月 伊藤忠保険サービス(株) (現：伊藤忠オリコ保険サービス(株)) 出向 2006年 7 月 当社 出向 取締役 2008年 2 月 COSMOS AME 出向（シカゴ駐在） 2009年 10 月 IFS（ITOCHU Financial Services）出向 （ニューヨーク駐在） 2012年 4 月 当社 取締役 2016年 4 月 当社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) なし	—
(取締役候補者とした理由) 松田泰秀氏は、当社設立以前より、当社の主要サービスである健康管理クラウドシステムGrowbase（旧：HSS）に携わっており、2012年より当社取締役として経営に従事し、現在は代表取締役社長を務めていることから、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営を牽引し、当社の持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
2	さ さ き ま さ ゆ き 佐々木 雅 之 (1978年10月22日)	2005年 5 月 伊藤忠エレクトロニクス(株) (現：伊藤忠インタラクティブ(株)) 入社 2006年 7 月 当社 出向 2010年 4 月 当社 転籍 2015年 4 月 法人事業部 部長代行 2017年 2 月 データソリューション事業部 部長 2020年 2 月 CRM推進部 部長 2020年11月 執行役員 兼 経営企画室 室長 2023年 7 月 委任型執行役員 2024年 5 月 経営管理本部 本部長 2024年 6 月 当社 取締役 (現任) 2026年 3 月 (株)あしたのチーム 代表取締役副社長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)あしたのチーム 代表取締役副社長	—
(取締役候補者とした理由) 佐々木雅之氏は、これまでに当社内の各事業において、営業・オペレーション部門に加え、経営企画・経営管理部門等、社内のほぼ全ての組織での業務や組織マネジメント経験を積み、業界内における豊富な経験と知識を有しております。特に、近年においては、事業構造変革やガバナンス体制構築等を牽引し、内部管理・IR等の責任者としての役割を担ってまいりました。今後、新たなガバナンス体制の整備、持続的な企業価値向上を目指すにあたっての取締役として適切な人材と判断したため、取締役候補者として推薦いたします。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
3	なみ き よう へい 並 木 洋 平 (1974年10月19日)	1999年 4 月 ニチメン(株) (現：双日(株)) 入社 2013年 5 月 IESEビジネススクール 卒業 (MBA) 2013年 9 月 ポストンコンサルティンググループ 入社 2015年 4 月 損害保険ジャパン日本興亜(株) (現：損害保険ジャパン(株)) 入社 損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株) (現：SOMPOホールディングス(株)) 出向 2015年 12 月 SOMPOケアネクスト(株) (現：SOMPOケア(株)) 出向 2019年 1 月 SOMPOホールディングス(株) シニアマーケット事業部 特命部長 兼 損害保険ジャパン日本興亜(株) ビジネスクリエーション部 特命部長 2019年 4 月 SOMPOホールディングス(株) 経営企画部 特命部長 2020年 1 月 同社 経営企画部 特命部長 (ハミルトン (バミュエダ) 駐在) 兼 損害保険ジャパン日本興亜(株) 海外事業企画部 特命部長 兼 Endurance Specialty Ins.出向 2023年 4 月 SOMPOホールディングス(株) 新事業推進室長 2024年 4 月 同社 執行役員 ウェルビーイング事業部 2024年 11 月 当社 社外取締役 (現任) 2025年 1 月 RIZAP(株) 取締役執行役員 (現任) 2025年 4 月 SOMPOホールディングス(株) 執行役員 SOMPOウェルビーイングビジネス担当 (現 任) (重要な兼職の状況) SOMPOホールディングス(株) 執行役員 SOMPOウェルビー イングビジネス担当 RIZAP(株) 取締役執行役員	—
(社外取締役候補者とした理由) 社外取締役の並木洋平氏は、その他の関係会社であるSOMPOホールディングス(株)等においては、経営企画や事業開発等の業務を経験し、それら業務における高い知見・知識を持ち、ウェルビーイング領域における事業開発経験等も有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、専門的な知識を活かし、主に経営的な目線から取締役会等においてご発言いただくことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
4	おにししょうへい 尾 西 祥 平 (1983年9月14日)	2013年 1 月 ヤフー(株) (現：LINEヤフー(株)) 入社 2015年 9 月 佐藤総合法律事務所 入所 2018年12月 (株)SmarthR 社外監査役 2019年 2 月 三浦法律事務所 パートナー弁護士 2019年 4 月 Wakrak(株) 社外監査役 2021年 3 月 (株)SmarthR 社外取締役監査等委員 (現任) 2021年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2023年 5 月 (株)カミナシ 社外監査役 (現任) 2025年 4 月 OLD NEW THINGS法律事務所 弁護士 (現任) 2025年 5 月 モノグサ(株) 社外監査役 (現任) 2026年 1 月 (株)タイミー 社外取締役 (現任) 2026年 3 月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) ・(株)タイミー 社外取締役 ・(株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役	—
(社外取締役候補者とした理由) 社外取締役の尾西祥平氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、SaaS企業の社外取締役監査等委員を務めており、それらの経験から独立性をもって当社の経営体制強化に活かし、取締役会等においてご発言いただくことを期待しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
5	たけ だ まさ こ 武 田 雅 子 (1968年3月31日)	1989年 1 月 (株)西武クレジット (現：(株)クレディセゾン) 入社 2014年 6 月 同社 取締役 戦略人事部担当 2016年 3 月 同社 取締役 営業推進事業部長 2018年 5 月 カルビー(株) 執行役員 人事総務本部長 2019年 4 月 同社 常務執行役員 CHRO 人事総務部長 2020年 6 月 (株)ZENTech 社外取締役 2022年 3 月 (株)SmarHR 社外取締役 (現任) 2023年 4 月 (株)メンバーズ専務 執行役員 CHRO 2023年 12 月 (株)コロプラ 社外取締役 (現任) 2024年 6 月 静岡鉄道(株) 社外取締役 (現任) 2024年 10 月 (株)ZENTech 取締役 (現任) 2025年 6 月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)コロプラ 社外取締役 (現任)	—
(社外取締役候補者とした理由) 武田雅子氏を社外取締役候補者とした理由は、カルビー(株)など事業会社にて人事総務部門における管掌役員等を歴任し、その豊富な知識と経験を有し、人事総務部門を顧客とする当社事業における戦略企画から事業推進、さらには、当社自体の戦略人事体制の強化にも貢献いただくことができるとの判断によるものです。また、SaaS企業の社外取締役を務めていることから、その知見や経験を活かし、独立性をもって当社の経営体制強化に繋がる取締役会等でのご発言等を期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者松田泰秀氏、佐々木雅之氏、並木洋平氏、尾西祥平氏、武田雅子氏は重任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者並木洋平氏及び尾西祥平氏並びに武田雅子氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者尾西祥平氏、武田雅子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 並木洋平氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結をもって1年7カ月であります。
6. 尾西祥平氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結をもって5年であります。
7. 武田雅子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結をもって1年であります。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等ではない取締役との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。本議案において各氏の専任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補償するものであります。ただし、犯罪行為や、被保険者が法律違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

以上

事業報告

自2025年4月1日
至2026年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2026年2月27日付で株式会社あしたのチームの株式取得を行い連結子会社化いたしました。それに伴い、当連結会計年度より、連結決算に移行しております。

当連結会計年度における我が国経済は、米国の通商政策の影響がある状況下においても、企業収益及び雇用・所得環境は改善しており、景気は緩やかに回復しております。一方、中東情勢の影響や物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等に加え、金融資本市場の変動等にも留意が必要であり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社の対面市場におきましては、労働安全衛生法により従業員の健康診断や、結果の保管・報告、産業医の選任等が義務付けられており、企業のコーポレート・ウェルネスに関する法令対応が必要不可欠な市場環境となっております。それらの法令対応に加えて、労働人口の減少に対応した働き手や働き方の多様化、生産性向上を目的としたデジタル化の推進等が求められ、従業員ウェルビーイングを重視した経営やデータドリブン型の健康経営の需要が益々増加しております。

このような状況下において、当社は、健診ソリューション事業及び健康管理クラウド事業を中心に、従来から強みを有する大企業市場に加え、新たに中堅・中小企業市場の開拓にも着手しております。健診ソリューション事業では、がん検診や婦人科検診等の高付加価値化を進めている他、BPRやAI活用等による高品質かつ高い生産性のオペレーションを実現しております。また、健康管理クラウド事業では、機能拡充によるプラットフォーム化を図り、あらゆる従業員ウェルビーイングデータを一元管理・可視化・利活用することで、企業の健康管理やウェルビーイング経営の支援を進めております。当社のビジョンである「企業と人を元気にする。」を実現することで、持続的に企業価値と株式価値の向上に取り組んでおります。

結果、当連結会計年度の売上高は14,778百万円、営業利益は1,186百万円、経常利益は1,164百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は822百万円となりました。

〔健診ソリューション事業〕

健診ソリューション事業におきましては、労働安全衛生法に基づいて、企業や保険者に義務化される従業員の健康管理・安全管理等を行うことが不可欠であります。顧客となる企業や保険者に対して、サービスプラットフォームである「i-Wellness」を提供し、従業員の健康診断等に関する、案内、予約、進捗管理及び結果データ収集、費用精算等の機能を一元的に提供しております。当連結会計年度は、顧客企業等が抱える健康課題の多様化に合わせ、がん検診や婦人科検診等の強化も図り、各種健診の受診機会を創出し、健康経営の推進を支援しております。また、当事業最大の特長である、健診結果のデータ化工程においては、2023年6月に特許（特許7304604）を取得したAI-OCR等を活用した情報処理方法及び独

自開発した情報処理プログラムに加え、生成AIを活用したシステム化等の投資を推進し、オペレーションエクセレンスの実現に取り組んでおります。結果、当連結会計年度のサービス利用者数（※１）は、通期で39.8万人となり、当事業の売上高は13,018百万円、営業利益は379百万円となりました。

〔健康管理クラウド事業〕

企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、人的資本情報の開示が義務化される等、企業は法令等への対応や社会的責任への対応による従業員の健康管理から組織状態の可視化・分析、人事評価に関する環境整備や体制強化が求められております。大企業を中心に、より一層、非財務情報の中核にある人的資本投資や健康経営の推進が重視されてきております。

健康管理クラウド事業におきましては、このような従業員の健康管理・健康経営投資を戦略的な経営資源への投資と捉える企業等からの受注が継続的に拡大しております。また、当連結会計年度は、新規に営業専任組織の設置等の強化戦略を推進したことの成果として新たに36社の企業グループが「Growbase」の利用を開始し、堅調な売上で推移いたしました。なお、当連結会計年度は株式会社エスユーエスから事業譲受に係る費用及び株式会社あしたのチームの取得により、売上高及び費用が発生しております。この結果、当事業の売上高は1,523百万円、営業利益は767百万円となりました。

〔医療機関等支援事業〕

医療機関等支援事業におきましては、主なサービスであるPET検査関連事業（※２）は期初計画どおりに契約の縮小・見直しを行う一方で、引き続き、「Growbase」を提供する企業顧客に対して、健康診断等の予約手配や結果のデータ化、費用精算等のBPOサービスを展開しており、堅調に推移いたしました。また、医療従事者の働き方改革が求められる市場において、医療機関における産業医業務のデジタル化を推進することを目的に、医療機関向けに「Growbase」を提供しております。この結果、当事業の売上高は236百万円、営業利益は39百万円となりました。

※１：サービス利用者数は、当社ネットワーク健康診断サービスを通じて健康診断を希望する日程・医療機関を受け付け、健康診断結果データの出荷まで完了した利用者数です。前期まで客観的な指標として使用していた出荷数に代わり、当連結会計年度からサービス利用者数を客観的な指標としております。なお、出荷数とサービス利用者数は同数になります。

※２：PETはがん等の病変を検査する画像診断法の一つである「陽電子放射断層撮影法」を表し、ポジトロン・エミッション・トモグラフィ（Positron Emission Tomography）の略です。

(2) 今後の見通し

当社グループは、健康経営や人的資本経営への関心の高まりを背景に、企業における従業員の健康投資や心身のコンディションを踏まえた持続的なパフォーマンス向上へのニーズが拡大していることを、中長期的な成長機会と捉えております。

日本の企業社会においては、世界に先駆けて進行する労働人口の減少により、人材流動化の進展や雇用モデルの変化、女性活躍の進展に伴うライフイベントと仕事の両立、特定職種や管理職等への業務負担の集中、がんや生活習慣病、メンタル不調等の健康課題の増加・多様化、さらには、中小企業や地方部における健康支援体制や人材の不足の深刻化等、複合的な課題が顕在化しております。

このような社会課題認識に基づき、当社グループは、「Growbase」を中心としたクラウドプラットフォームをさらに進化させ、更なる企業価値と株式価値の向上を図ってまいります。データとAIを中核としたプラットフォーム化構想を推進し、企業や個人のデータに基づく予兆検知や最適化により気づきを与え、組織や従業員のウェルビーイング実現に向けた行動変容を促す企業へのトランスフォーメーションを目指しております。この戦略のもと、2027年3月期より事業区分を変更いたします。

ソリューション事業（※1）におきましては、従来の健康診断や人間ドックに関する業務支援を起点としつつ、健診結果データの構造化機能を磨き、企業における健康管理を幅広く支援する事業へと領域を広げております。

法令で定められている各種健康診断に加え、従業員の高齢化、女性活躍、がんや精神疾患等の健康課題の多様化、健康管理業務の負担拡大・ニーズの高度化が進展してきております。そのような中で、当社は各種健康診断の業務代行に加えて、がん検診や婦人科検診等の付加価値向上、健診後の重症化予防や治療の最適化、ストレスチェック及びメンタルヘルスケアの支援等の近縁のソリューション展開のみならず、AIを駆使し、蓄積されたデータ資産から「 $+\alpha$ 」のソリューションの開発、新たな価値提供の実現を推進してまいります。

クラウド事業（※2）におきましては、従来の健康管理システムの提供から、企業及び個人の心身に関するデータを横断的に集約・管理・活用し、組織や個人に最適化された支援を実現するプラットフォーム事業として位置付けております。

人的資本経営の強化、健康経営の推進、特定職種や管理職への業務負担集中、メンタル不調による休職や離職の増加等を背景に、新たなソリューションを開発、提供していくプラットフォームとして「Growbase」を進化させてまいります。また、2027年3月期より、「Growbase」のプラットフォームとしての位置付けを加速する狙いから、当社の健康診断サービスを導入いただく企業顧客に対して、「Growbase」上で、健診結果データを納品することを開始し、「Growbase」の有する価値を幅広い顧客に体験いただき、個人の健康管理、企業の健康経営に貢献するソリューション提供のきっかけを創出してまいります。さらに、2027年3月期には、「Growbase」の新プラン投入を進める他、「Growbase」の従業員向けUI上で連携するソリューションを開発する等、新たな価値を提供し、顧客の顕在又は潜在的な課題解決を目指してまいります。

なお、中堅・中小企業市場においては、2026年2月にグループ企業となった株式会社あしたのチームを通じて、健康管理に関する法令対応や健康経営の支援を推進いたします。

2027年3月期においては、大企業市場の深耕拡大、中堅・中小企業市場の開拓加速、「Growbase」の価格改定及び新プラン投入等による顧客単価の向上、AI実装・活用による機能強化、及び非連続な成長投資等により、当社グループの業績見通しにつきましては、売上高17,500百万円、営業利益1,600百万円、経常利益1,555百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,150百万円を見込んでおります。

※1：2027年3月期より、従来の健診ソリューション事業を起点に、企業の健康投資を幅広く支援する事業として事業領域を拡張し、ソリューション事業としております。

※2：2027年3月期より、従来の健康管理クラウド事業を基盤に、企業及び個人のウェルビーイングを支えるプラットフォーム型事業へと発展させ、クラウド事業としております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は306百万円であります。主な内容は、PCの購入費及びキッティング費用、セキュリティ環境構築等の情報化投資29百万円であります。ソフトウェアの主な増加は、ネットワーク健康診断に関する新基幹システムの開発におけるPoCの実施、新規機能及び改善等52百万円、Growbaseシステム新機能開発及び機能改善等174百万円、SUZAKU事業の譲受49百万円であります。

(4) 資金調達の状況

2025年6月23日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,768百万円の資金調達を行いました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「企業と人を元気にする。」というビジョンの実現に向けて、健康診断関連サービスで培った顧客基盤、健康管理クラウド「Growbase」、データ及びAI等のテクノロジーを活用し、企業の健康管理・健康経営を支援する事業の拡大に取り組んでおります。今後も、持続的な成長と企業価値・株式価値の向上を図るため、以下の課題に対処してまいります。

① 大企業市場の深耕と中堅・中小企業市場への拡大

当社は、20年にわたり健康診断関連サービスを専業として提供してきた実績を有しており、創業時より大企業（主にエンタープライズ企業）を中心に事業を展開してまいりました。2026年3月末時点においては、主要事業において、従業員数1,000～50,000人規模の大企業を中心に約3,500社（※1）との顧客基盤を有しております。

今後も、安定的な収益基盤の維持・強化を目的として、大企業市場の更なる深耕を図るとともに、成長余地の大きい中堅・中小企業市場への展開を進めていく方針であります。そのため、新規営業の強化や、顧客の市場区分やニーズに応じた営業戦略の検討・実践を進めていくほか、2026年2月に子会社化した株式会社あしたのチームとの協業も通じて、

中堅・中小企業市場の開拓に注力してまいります。

※1 健診ソリューション事業の会社属性及び健康管理クラウド事業の会社マスタの登録数の合算値（同一企業が複数の事業で顧客となっている場合、複数カウント）

② Growbaseのプラットフォーム化推進及びGrowbaseを起点としたバリューチェーン構築

当社は、主力サービスであるGrowbaseを起点として、コーポレートウェルネス領域における提供価値の更なる拡大を図るため、プラットフォームとしての機能強化、新規サービスや機能の継続的な企画・開発、並びに関連サービスとの連携拡充に取り組んでおります。これにより、企業の人事部門や健康保険組合等が直面する多様な健康課題の解決を幅広く支援するとともに、企業等の経営課題と結びつく健康管理上の課題に対する解決策を提供し、健康経営の推進を支援いたします。これにより、収益モデルの高度化や顧客単価の向上を目指してまいります。

これらの取り組みを通じて、Growbaseを「企業と人を元気にする」プラットフォームへと進化させ、コーポレートウェルネス領域における提供価値の拡大を推進いたします。

③ ソリューション事業の再構築及びメニュー拡充

当社は、ソリューション事業において、人件費及び原価の上昇や人材の流動化といった事業環境の変化を踏まえ、安定的かつ持続可能な収益基盤の構築を目的として、事業モデルの再構築及びサービスメニューの拡充を推進しております。

サービス品質レベルに応じた価格体系の見直しを進めるとともに、健診案内から結果還元後までの業務フローにおいて、i-Wellnessを中心としたシステム基盤の強化やGrowbaseとの機能連携、生成AIの実用化によるオペレーションの高度化を図っております。また、産業医・保健師の紹介機能の強化、女性の健康支援やがん検診に関するサービスメニューの拡充等を通じて、健康診断前後の付加価値提供を強化し、ネットワーク健康診断サービス全体の価値向上に注力しております。

④ 成長を支える組織改革・人材育成の推進

当社は、成長戦略を着実に推進し、事業の持続的な拡大を図るためには、組織体制の進化と人材の育成・確保が重要な課題であると認識しております。

事業拡大に対応するため、2026年4月から事業オーナー制を導入することで、事業ごとに求められる成果に対する責任体制を整理し、組織全体の実行力の向上を図っております。あわせて、営業、カスタマーサポート、システム開発・運用等の各機能における専門人材の採用及び育成を継続的に進めてまいります。また、中長期的な成長を支える人材基盤の構築に向けて、人材採用、適材適所の配置、積極的な登用及び人材育成・研修制度の拡充を進めるとともに、組織や従業員一人ひとりの成果に対し、適切な評価と成長機会の提供を行ってまいります。これらの取組みを通じて、事業成果と従業員一人ひとりの成長の双方を支える組織への変革を推進してまいります。

⑤ 財務基盤の強化と成長投資・株主還元のバランス

当社は、資金需要については、主に自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした安定的な財務基盤を維持しております。一方で、今後の成長戦略の実行にあたっては、システム開発、人材採用、AI活用、M&A等の非連続成長投資を継続的に検討・実行していく方針であり、これに伴う資金需要の増加や財務リスクの適切な管理についても、重要な財務上の課題と認識しております。

これらの課題に対処するため、上記事業上の課題への対応及び継続的な設備投資を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを図るとともに、既存事業における収益力及び営業キャッシュ・フローの改善等を通じて、財務体質の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

区分	第 17 期 2022/4/1 ～ 2023/3/31	第 18 期 2023/4/1 ～ 2024/3/31	第 19 期 2024/4/1 ～ 2025/3/31	第 20 期 2025/4/1 ～ 2026/3/31
売上高 (千円)	10,748,340	13,266,798	14,057,605	14,778,359
営業利益 (千円)	824,543	967,140	1,109,210	1,186,226
経常利益 (千円)	811,962	955,128	1,102,051	1,164,090
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	560,263	680,382	776,205	822,134
1 株当たり当期純利益 (円)	51.41	62.44	71.23	68.13
総資産 (千円)	3,913,663	4,630,189	5,182,516	9,729,358

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 第20期より連結計算書類を作成しております。それ以前の期については、個別計算書類の数値を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。
4. 当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社あしたのチーム	50,000千円	68.3%	人事評価制度の構築コンサルティング、運用支援、人事評価クラウドの提供、管理職研修及びオンライン学習ツールの提供・運用支援、ウェルビーイング/組織改善ツールの提供・運用支援、エンゲージメント向上ツールの提供・運用支援

(8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
健診ソリューション事業	健康診断・人間ドック等の予約手配、受診勧奨、精算代行や結果還元等を一元的に行う健康診断ソリューションをはじめ、がん検診、婦人科検診、ストレスチェックやメンタルヘルスケア等の企業の従業員等に対して、データ資産をベースにAIを利用・活用をすることで新規ソリューションの開発・提供を行う。
健康管理クラウド事業	健康管理クラウド「Growbase」を提供することで、企業及び個人の心身に関するデータを横断的に集約・活用し、組織や個人に最適化された支援を実現する。企業の健康経営の推進を支援し、多様で高度化してきた経営課題や社会課題への解決策を提供する。人事制度の運営支援や新たに開発されたソリューションを「Growbase」をはじめとしたプラットフォームを活用及び展開していくことで顧客に対して付加価値を提供していく。
医療機関等支援事業	医療機関ネットワーク及び健康診断受診者接点を活用したサービス、新規サービスの開発・提供を行う。

(9) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都港区
大阪事務所	大阪府大阪市中央区

(10) 従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
263名	—

②当社（単体）の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128名	6名増	40歳 0ヶ月	4年 11ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、出向者1名を含んでおります。
3. 従業員数には、臨時雇用者数（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員108名）は含んでおりません。
4. 当連結会計年度より当社グループの従業員をカウントしておりますため、前連結会計年度末比増減の表記はしていません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	738,020千円
株式会社千葉銀行	322,325千円
株式会社商工組合中央金庫	179,417千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,463,400株

(3) 当事業年度末の株主数 3,231名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
SOMPOホールディングス株式会社	3,998,400株	32.08 %
LHP Holdings, L.P.	3,571,400株	28.65 %
株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント	544,800株	4.37 %
株式会社ベルシステム24ホールディングス	403,400株	3.23 %
伊藤忠商事株式会社	337,800株	2.71 %
野村信託銀行株式会社 (投信口)	305,000株	2.44 %
楽天証券株式会社共有口	169,200株	1.35 %
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	141,400株	1.13 %
野村證券株式会社	100,200株	0.80 %
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	94,600株	0.75 %

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度末日における新株予約権等の状況

- ① 第1回新株予約権（2022年2月21日発行）
- ・新株予約権の数 2,779個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 555,800株（新株予約権1個につき200株）
 - ・新株予約権の発行価額 無償とする
 - ・新株予約権の行使価額 1株につき1,050円
 - ・新株予約権を行使することができる期間 2024年2月19日から2032年2月18日まで
 - ・新株予約権の行使条件
- i. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役、執行役員又は従業員が任期満了又は定年により退任又は退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- iii. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- iv. その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

区分	名称	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	800個	2名

(注) 当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は分割後の株式数となります。

② 第2回新株予約権（2022年2月21日発行）

- ・新株予約権の数 100個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 20,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の発行価額 無償とする
- ・新株予約権の行使価額 1株につき1,050円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2024年2月19日から2032年2月18日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - i. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役、執行役員又は従業員が任期満了又は定年により退任又は退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
 - ii. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
 - iii. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - iv. その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

区分	名称	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権	100個	1名

(注) 当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は分割後の株式数となります。

③ 第3回新株予約権（2023年6月9日発行）

- ・新株予約権の数 1,180個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 236,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の発行価額 1株につき24.5円
- ・新株予約権の行使価額 1株につき1,239円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2026年6月30日又は2026年3月期に係る計算書類の監査が完了した日のいずれか早い日から2033年6月9日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - i. 新株予約権者は、2024年3月期から2026年3月期までの全ての期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、650百万円を超過した場合であって、かつ、2025年3月期から2026年3月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、1,050百万円を超過したときにのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の営業利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。
 - ii. 新株予約権者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役、執行役もしくは監査役等の役員、執行役員（委任型執行役員及び雇用型執行役員の双方を含む。）もしくは従業員のいずれかの地位にあり、かつ、権利行使時に本新株予約権の取得時と同等以上の職責にあることを要する。ただし、当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - iv. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - v. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

区分	名称	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権	1,100個	2名

（注）当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は分割後の株式数となります。

④ 第4回新株予約権（2024年9月21日発行）

- ・新株予約権の数 100個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 20,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の発行価額 無償とする
- ・新株予約権の行使価額 1株につき1,292円
- ・新株予約権を行使することができる期間 2026年9月21日又は2034年9月20日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - i. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、新株予約権の割当てを受けた時点から継続して、当社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役、執行役員又は従業員が任期満了又は定年により退任又は退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
 - ii. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - iii. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - iv. その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・上記新株予約権のうち当社役員の保有状況
該当事項はありません。

（注）当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記は分割後の株式数となります。

（2）当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 田 泰 秀	—
取 締 役	佐々木 雅 之	・ 株式会社あしたのチーム 代表取締役副社長
取 締 役	並 木 洋 平	・ SOMPOホールディングス(株) 執行役員 SOMPOウェルビーイングビジネス担当 ・ RIZAP(株) 取締役執行役員
取 締 役	尾 西 祥 平	・ (株)タイミー 社外取締役 ・ (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役
取 締 役	武 田 雅 子	・ (株)コロプラ 社外取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 信 弥	—
監 査 役	宗 司 ゆかり	・ 公益社団法人日本監査役協会 常任理事 ・ (株)クエスト 社外取締役監査等委員 ・ クラシル(株) 常勤社外監査役
監 査 役	佐 藤 孝 幸	・ AI inside(株) 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 並木洋平氏、尾西祥平氏、武田雅子氏は、社外取締役であります。
2. 伊藤信弥氏、宗司ゆかり氏、佐藤孝幸氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役尾西祥平氏、武田雅子氏、監査役宗司ゆかり氏、佐藤孝幸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2026年3月31日時点)

役 名	氏 名	職 名
執 行 役 員	染 谷 真 吾	ソリューション本部担当
執 行 役 員	東 貴 士	オペレーション本部担当
執 行 役 員	佐 藤 友 昭	CoE、ISMS担当

6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2026年4月1日時点)

役 名	氏 名	職 名
委 任 型 執 行 役 員	千 葉 健 人	CFO、経営管理管掌
委 任 型 執 行 役 員	松 尾 尚 英	事業開発本部担当
執 行 役 員	多 田 寛	クラウド事業オーナー
執 行 役 員	染 谷 真 吾	ソリューション事業オーナー
執 行 役 員	東 貴 士	ソリューション事業副オーナー
執 行 役 員	菅 原 尚 紀	法人営業本部担当
執 行 役 員	佐 藤 友 昭	CoE、ISMS担当
執 行 役 員	藤 原 秀 一	技術戦略本部担当
執 行 役 員	倉 上 耕 太	次世代化推進室担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、訴訟費用等の損害について補償するものであります。ただし、犯罪行為や、被保険者が法律違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬などの内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月21日開催の第272回取締役会で決議しました役員報酬規程において、役員報酬等の決定に関する方針を定めております。

当社の取締役報酬については、職務遂行の対価として固定報酬を支給するほか、中長期的な会社業績に対するインセンティブを高めるために業績連動報酬、また、役員の在任期

間中の功労に報いるための役員退職慰労金で構成されており、報酬等の決定は、株主総会の決議により定めた報酬枠の限度内で、取締役会において決定いたします。ただし、社外取締役については、基本報酬のみとなります。また、各取締役の報酬額の配分は、取締役毎に取締役会で決定しております。

取締役の報酬限度額は、2022年6月27日開催の第16回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。(決議の時点での取締役の員数は4名) また、2022年2月18日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することに伴い、年額126百万円以内を当該報酬額とは別枠で設けることを決議しました。(決議の時点での取締役の員数は4名)

監査役の報酬は金銭による固定報酬としており、株主総会の決議により定めた報酬枠の限度内で、常勤・非常勤の別、監査業務分担の状況等を勘案して、監査役の協議により決定いたします。監査役の報酬限度額は2020年11月19日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。(決議の時点での監査役の員数は2名)

なお、2026年1月に任意の指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬の諮問機関といたします。

② 本書提出日現在における各報酬の算定方法

イ 月例報酬

月例報酬については、当社職員の給与体系並びに産業界及び同業界で一般的な水準を参考とし、取締役の職務内容及び責任の広狭に応じて取締役会で決定した年額の12分の1（千円未満の端数は切り上げて千円単位とする。）を、毎月25日に支給しております。

ロ 業績連動型報酬

業績連動型報酬については、単年度の財務目標及び戦略目標の達成度に伴い支給できるものとし、その水準は産業界及び同業界の一般的な水準を参考として、取締役の職務内容及び責任の広狭に応じて決定しております。

業績連動報酬は、中長期的な会社業績に対するインセンティブを高める目的から、財務業績及び戦略業績を指標とし、財務業績連動報酬に適用する係数と戦略業績連動報酬に適用する係数を加算して得られる適用係数を乗じた金額で算出しております。業績連動報酬支給額は、下記の算式に基づき算出しております。

【算式】

業績連動報酬支給額 ^{*1}	=	業績連動報酬基準額 ^{*2} × (財務業績連動報酬に適用する係数 + 戦略業績連動報酬に適用する係数)
-------------------------	---	---

※ 1 千円未満切り上げ

※ 2 業績連動報酬基準額：代表取締役 14,000千円
取締役 6,600千円

a. 財務業績連動報酬に適用する係数

【算式】

財務業績連動報酬に適用する係数 ^{*1}	=	(売上総利益に係る係数 × 評価ウェイト) + (当期純利益に係る係数 × 評価ウェイト)
-------------------------------	---	---

※ 1 小数点以下第3位四捨五入

i 売上総利益に係る係数

売上総利益の達成率 ^{*2}	売上総利益に係る係数
90%未満の場合	0.00
90%以上110%未満の場合	(達成率-0.90) ÷ 0.20 + 0.50
110%以上の場合	1.50

※ 2 期初に定めた予算を達成した場合の達成率を100%とする。

ii 当期純利益に係る係数

当期純利益の達成率 ^{※3}	当期純利益に係る係数 ^{※4}
70%未満の場合	0.00
70%以上130%未満の場合	(達成率-0.70) ÷ 0.60 + 0.50
130%以上の場合	1.50

※3 期初に定めた予算を達成した場合の達成率を100%とする。

※4 小数点以下第3位四捨五入。

b. 戦略業績連動報酬に適用する係数

【算式】

戦略業績連動報酬に適用する係数 ^{※1}	=	評価結果に基づく係数 × 評価ウェイト
-------------------------------	---	---------------------

※1 小数点以下第3位四捨五入。

評価結果	係数
取締役個人の戦略目標を達成し、目標値を大きく上回る	2.00
取締役個人の戦略目標を達成し、目標値を上回る	1.50
取締役個人の戦略目標を達成	1.00
取締役個人の戦略目標を達成できず、目標値を下回る	0.75
取締役個人の戦略目標を達成できず、目標値を大きく下回る	0.50
取締役個人の戦略目標を達成できず、目標達成に向けた取り組みに未着手	0.00

c. 評価ウェイト

財務業績連動報酬		戦略業績連動報酬
売上総利益	当期純利益	
0.35	0.35	0.30

ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた口の業績指標に関する実績

a. 財務業績連動報酬

売上総利益に係る係数{ (1.02-0.90) ÷ 0.20 + 0.50 } × 評価ウェイト0.35 +
 当期純利益に係る係数{ (0.96-0.70) ÷ 0.60 + 0.50 } × 評価ウェイト0.35 = 係数1 0.71

b. 戦略業績連動報酬

代表取締役

評価結果 $1.00 \times$ 評価ウェイト $0.30 =$ 係数 2 0.30

取締役

評価結果 $1.50 \times$ 評価ウェイト $0.30 =$ 係数 2 0.45

c. 業績連動報酬

代表取締役

$14,000 \text{千円} \times (\text{係数 } 1 \text{ } 0.71 + \text{係数 } 2 \text{ } 0.30) = 14,140 \text{千円}$

取締役

$6,600 \text{千円} \times (\text{係数 } 1 \text{ } 0.71 + \text{係数 } 2 \text{ } 0.45) = 7,656 \text{千円}$

二 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取 締役)	67 (8)	45 (8)	21 (―)	― (―)	― (―)	5 (3)
監査役 (うち社外監 査役)	18 (18)	18 (18)	― (―)	― (―)	― (―)	3 (3)

(注) 上記業績連動報酬等の額には、2026年6月開催の取締役会において決議される予定の21百万円を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役並木洋平氏の兼職先であるSOMPOホールディングス(株)及びRIZAP(株)はその他の関係会社並びにその関連会社であります。

社外取締役尾西祥平氏が兼職する(株)タイミー並びに(株)ポーラ・オルビスホールディングスと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役武田雅子氏が兼職する(株)コロプラと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役宗司ゆかり氏が兼職する公益社団法人日本監査役協会、(株)クエスト並びにクラシル(株)と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役佐藤孝幸氏が兼職するAI inside(株)と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	並木洋平	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回（うち1回は書面決議）出席し、議案審議につき、経営全般に関する経験と知見に基づき、必要な発言を行っております。
取締役	尾西祥平	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回（うち1回は書面決議）出席し、弁護士としての専門的見地、他社での社外役員の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	武田雅子	2025年6月26日の就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、議案審議につき、大手事業会社等で人事総務部門における管掌役員等を歴任し、その豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	伊藤信弥	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回（うち1回は書面決議）出席し、豊富なマネジメントの経験と知見から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
監査役	宗司ゆかり	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回（うち1回は書面決議）出席し、他社での豊富な社外監査役の経験による専門的な知識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
監査役	佐藤孝幸	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回（うち1回は書面決議）出席し、弁護士としての専門的見地、他社での経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。同様に、当事業年度開催の監査役会には、12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか検討し、当該会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、監査役会規則に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、『内部統制システムに関する基本方針』を2021年2月19日開催の取締役会において決議いたしました。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を継続して整備してまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - a. 法令遵守を推進するため、コンプライアンス委員会を設けるほか、必要な社内の体制を整備する。
 - b. 重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合の内部通報体制を構築する。
 - c. 内部監査部署は内部監査を実施し、使用人の職務における法令遵守状況を検証する。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図り、取締役会の決定に基づく、業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - b. 経営会議を原則月1回定期的に開催し、様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
- ③ 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規程に従い、適切に保存・管理し、取締役及び監査役はいつでも、これを閲覧することができる。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。
 - b. 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

- ⑤ 監査役の補助者に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - b. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - c. 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ⑥ 当社取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告する。
 - b. 前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席し、意見を述べることができる。
 - b. 監査役は、取締役や経営陣、及び、内部監査担当部署、会計監査人と定期的に意見・情報交換を行うことができる。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
 - a. 当社は監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - a. 暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
 - b. 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会は22回開催され、社外取締役及び監査役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能の強化を図っております。また、経営会議は24回開催され、各部門の業務執行の状況を的確に把握しております。

コンプライアンスに関しては、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を4回開催する等、法令遵守の推進に取り組んでおります。また、法令遵守の徹底及び内部者取引の未然防止を目的として、社内研修を定期的を実施しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(5) 剰余金の配当などの決定に関する方針

当社は、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当（累進配当）を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

今後につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を行っていく方針であります。また、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとともに、M&A、AI等の技術開発及び人材等への投資を行い、それにより企業価値の向上を図ってまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,591,116	流動負債	2,929,932
現金及び預金	5,260,149	買掛金	983,605
売掛金	1,107,392	1年内返済予定の長期借入金	514,824
商品	64,090	未払金	387,266
その他	168,537	未払法人税等	219,768
貸倒引当金	△9,053	契約負債	672,500
固定資産	3,138,242	役員賞与引当金	19,736
有形固定資産	138,342	その他	132,230
建物及び構築物	69,143	固定負債	966,695
工具、器具及び備品	69,199	長期借入金	930,972
無形固定資産	2,667,013	役員退職慰労引当金	14,500
ソフトウェア	603,623	退職給付に係る負債	2,000
のれん	1,834,509	資産除去債務	19,223
その他	228,881	負債合計	3,896,627
投資その他の資産	332,886	純資産の部	
繰延税金資産	98,655	株主資本	5,826,949
差入保証金	147,731	資本金	1,301,650
その他	122,231	資本剰余金	1,274,409
貸倒引当金	△35,732	利益剰余金	3,250,889
		新株予約権	5,782
		非支配株主持分	—
		純資産合計	5,832,731
資産合計	9,729,358	負債・純資産合計	9,729,358

連 結 損 益 計 算 書

自2025年 4 月 1 日
至2026年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,778,359
売上原価		11,668,914
売上総利益		3,109,444
販売費及び一般管理費		1,923,218
営業利益		1,186,226
営業外収益		
受取利息	38	
その他	1,967	2,005
営業外費用		
支払利息	3,170	
為替差損	27	
上場関連費用	9,519	
株式交付費	11,320	
その他	103	24,141
経常利益		1,164,090
税金等調整前当期純利益		1,164,090
法人税、住民税及び事業税	357,802	
法人税等調整額	△15,846	341,955
当期純利益		822,134
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		822,134

貸 借 対 照 表

2026年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,221,388	流動負債	1,758,094
現金及び預金	4,959,507	買掛金	979,171
売掛金	1,031,332	未払金	295,311
商品	64,090	未払費用	1,037
前払費用	44,537	未払法人税等	217,259
未収入金	71,660	未払消費税等	57,553
関係会社短期貸付金	50,000	契約負債	153,258
その他	259	預り金	9,988
固定資産	1,387,862	役員賞与引当金	19,736
有形固定資産	134,620	資産除去債務	24,778
建物	69,143	固定負債	35,723
工具、器具及び備品	65,476	役員退職慰労引当金	14,500
無形固定資産	849,614	退職給付引当金	2,000
ソフトウェア	601,376	資産除去債務	19,223
その他	248,237	負債合計	1,793,817
投資その他の資産	403,627	純資産の部	
関係会社株式	28,958	株主資本	5,809,650
関係会社長期貸付金	200,000	資本金	1,301,650
繰延税金資産	30,364	資本剰余金	1,274,409
差入保証金	144,227	資本準備金	1,274,409
その他	76	利益剰余金	3,233,590
		その他利益剰余金	3,233,590
		繰越利益剰余金	3,233,590
		新株予約権	5,782
		純資産合計	5,815,432
資産合計	7,609,250	負債・純資産合計	7,609,250

損 益 計 算 書

自2025年 4 月 1 日
至2026年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,606,240
売上原価		11,662,249
売上総利益		2,943,991
販売費及び一般管理費		1,768,413
営業利益		1,175,578
営業外収益		
受取利息	288	
その他	1,943	2,232
営業外費用		
上場関連費用	9,519	
株式交付費	11,320	
その他	30	20,870
経常利益		1,156,940
税引前当期純利益		1,156,940
法人税、住民税及び事業税	357,707	
法人税等調整額	△5,602	352,104
当期純利益		804,835

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 水野博嗣
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中西俊晴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 水野博嗣

公認会計士 中西俊晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、必要に応じ子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社に赴き、業務及び財産の状況について説明を求めました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、令和8年2月27日付の株式譲渡により新たに子会社を取得していることから、今後は当該子会社を含めた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備・運用を推進していく必要があります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月20日

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 監査役会

常勤社外監査役	伊	藤	信	弥	㊞
社外監査役	宗	司	ゆ	かり	㊞
社外監査役	佐	藤	孝	幸	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂二丁目4番6号 赤坂グリーンクロス 4階
AP赤坂グリーンクロス



東京メトロ銀座線・南北線 溜池山王駅 地下通路 出口10番直結
東京メトロ丸ノ内線・千代田線 国会議事堂前駅 地下通路 出口10番直結
※千代田線ホーム経由

東京メトロ千代田線 赤坂駅 2番出口より徒歩5分

電子提供措置の開始日2026年6月4日

**第20期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社

連結株主資本等変動計算書

自2025年 4 月 1 日
至2026年 3 月31日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2025年 4 月 1 日残高	408,615	381,374	2,661,665	3,451,654
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行	884,005	884,005		1,768,011
新株の発行 (新株予約権の行使)	9,030	9,030		18,060
剰余金の配当			△232,910	△232,910
親会社株主に 帰属する当期純利益			822,134	822,134
株主資本以外の 項目の当期変動額				
当連結会計年度中の変動額合計	893,035	893,035	589,223	2,375,295
2026年 3 月31日残高	1,301,650	1,274,409	3,250,889	5,826,949

(単位：千円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2025年 4 月 1 日残高	5,782	－	3,457,436
当連結会計年度中の変動額			
新株の発行			1,768,011
新株の発行 (新株予約権の行使)			18,060
剰余金の配当			△232,910
親会社株主に 帰属する当期純利益			822,134
株主資本以外の 項目の当期変動額			
当連結会計年度中の変動額合計			2,375,295
2026年 3 月31日残高	5,782	－	5,832,731

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 1社
- ②連結子会社の名称 株式会社あしたのチーム

(2) 非連結子会社の名称 明日之團股份有限公司

Tomorrow's Team Singapore Pte. Ltd.

明日之団（上海）人力資源管理有限公司

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

(1) 非連結子会社の名称 明日之團股份有限公司

Tomorrow's Team Singapore Pte. Ltd.

明日之団（上海）人力資源管理有限公司

(2) 持分法を適用しない理由

非連結子会社3社は、持分法の範囲から除いております。「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（2）連結の範囲から除いた理由」をご参照ください。

3. 連結子会社の事業年度などに関する事項

当連結会計年度は連結計算書類の作成が初年度であり、連結子会社である株式会社あしたのチームの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在の本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産（商品）の評価基準及び評価方法

商品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

②有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

ii その他有価証券

- ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法により評価しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～25年

工具、器具及び備品 3～20年

ただし、2016年3月31日以前に取得した一部の建物付属設備及び構築物については、定率法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

のれん 5～10年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

執行役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

①健診ソリューション事業

i ネットワーク健康診断サービスは、企業・保険組合が行う健康診断の予約・精算代行・健診結果デジタル化並びに判定一元化のサービスを提供し健診結果を引き渡すものです。健診結果の引き渡しが完了した時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。

ii 健診案内サービスは、健診案内を発送した時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。

②健康管理クラウド事業

i 健康管理クラウドサービス及び評価システムのクラウドシステムの提供による収益は、契約期間においてクラウドサービスが提供されることを履行義務と識別していることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

ii 健康管理クラウドサービス導入時の初期設定並びに評価制度構築及び導入サポート等は、登録・設定作業が完了した時点で履行義務を充足する取引であり、一時点で収益認識しております。

iii 代理店によるライセンス販売は、ライセンスが顧客に供与される時点において一時点で収益を認識しておりますが、一部のライセンス販売については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める許諾期間にわたって収益を認識しております。

③医療機関等支援事業

企業の健康診断に関する案内業務、予約管理業務、精算代行業務の受託サービスは、健診受診に係る一連の業務を一括して受注し契約期間にわたって提供するものです。顧客はサービスの提供につれてその便益を享受することから、一定期間にわたり収益を認識しております。

(6)繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 株式会社あしたのチームの取得に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,830,406千円

当社は、2026年2月27日付で株式会社あしたのチームの株式を取得し、同社を連結子会社としたことによりのれんを計上しております。なお、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないことから、のれんの金額は、暫定的な金額であり、取得原価の配分によって、のれんの金額は変更になる可能性があります。また、当該のれんの償却期間を10年と見積もっております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却することとしております。

超過収益力であるのれんについては、株式会社あしたのチームが策定した事業計画の達成状況をモニタリングすること等によって、超過収益力等の毀損の有無を検討していくこととなりますが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価格を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した主要な仮定

株式会社あしたのチームが策定した事業計画は、顧客数及び顧客単価の推移等の予測に基づき策定されております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 155,997千円
2. 担保に供している資産及びこれらに対応する債務
該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	千株 10,896	千株 1,567	千株 —	千株 12,463

(注) 当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、算出しております。

2. 当連結会計年度配当金額

2025年6月26日開催の定時株主総会において決議されたもの

配当金の総額	232,910千円
1株当たり配当額	42円75銭
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	428,740千円
1株当たり配当額	34円40銭
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月29日
配当の原資	利益剰余金

4. 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 831,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達をしております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。差入保証金はオフィスの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	147,731	112,509	△35,222
長期借入金（1年内返済予定含む）	1,445,796	1,355,353	△90,442

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	112,509	－	112,509
長期借入金（1年内返済予定含む）	－	1,355,353	－	1,355,353

(注) 1. 差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払い予定時期ごとに分類し、合計額と決算日現在の国債利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 長期借入金（1年内返済予定含む）元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 467円99銭
2. 1株当たり当期純利益 68円13銭

当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

東京本社、大阪事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から16～28年と見積り、割引率は0.11%～2.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度	—	千円
時の経過による調整額	—	千円
当連結会計年度	44,001	千円

当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度の数値及び時の経過による調整額について記載しておりません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	健診ソリューション 事業	健康管理クラウド 事業	医療機関等支援 事業	
一時点で移転される財 又はサービス	13,018,494	495,440	42,257	13,556,192
一定期間にわたり移転 される財又はサービス	—	1,028,323	167,443	1,195,767
一時点で移転される財 又はサービス	13,018,494	1,523,763	209,700	14,751,959
その他の収益	—	—	26,400	26,400
外部顧客への売上高	13,018,494	1,523,763	236,100	14,778,359

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については「連結注記表 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	672,500

当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、当連結会計年度の契約負債（期首残高）について記載しておりません。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社あしたのチーム

事業の内容 人事評価制度の構築コンサルティング・運用支援（BPO）

人事評価クラウドの提供

管理職研修（1on1コーチング）及びオンライン学習ツールの提供・運用支援

ウェルビーイング/組織改善ツールの提供・運用支援

エンゲージメント向上ツールの提供・運用支援

(2) 企業結合を行った理由

当社は、世界に先駆け、人口減少や健康課題の多様化に向き合う国内コーポレート・ウェルネス市場において「企業と人を元気にする。」というビジョンの下、主に、従業員数で1,000人から10数万人規模にわたる大企業を中心に、従業員ウェルビーイングを支援する事業を展開しています。また、近年、健康経営に取り組む経営者が増加傾向にあることを受け、中堅・中小企業市場に向けた健康管理クラウド『Growbaseネクスト』をリリースする等、同市場を中長期成長戦略における戦略領域として位置付け、新規事業開発に取り組んでおります。

対象会社は「誰もが“ワクワク”働ける世界を創る。」というビジョンの下、これまで4,000社以上の中堅・中小企業に対して、評価制度の構築や運用支援を起点とした組織活性化や従業員エンゲージメント向上等の領域で、コンサルティング及び人的支援（BPO）サービスに強みを持ち事業を展開しています。

人手不足や経営者及び従業員の高齢化が進展する状況下においては、採用や適正配置による組織活性化、離職防止等に関する観点からも、人的資本経営の重要性が急速に高まる状況にあり、対象会社が有する人材や機能、顧客接点、地方銀行や社労士事務所等のパートナーチャネルが、当社が短期的に獲得したい領域に合致し、両社の強みを掛け合わせることで、新たな市場獲得の加速にも繋がるかと判断したものです。

(3) 企業結合日

企業結合日 2026年2月27日（みなし取得日 2026年3月1日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 企業結合後の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

68.3%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年3月1日から2026年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	500千円
-------	----	-------

取得の原価	500千円
-------	-------

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等28,458千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,830,406千円

なお、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないことから、のれんは、暫定的な金額であり、取得原価の配分によって、のれんは変更になる可能性があります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	261,582千円
------	-----------

固定資産	155,616千円
------	-----------

資産合計	417,198千円
------	-----------

流動負債	1,276,075千円
------	-------------

固定負債	971,029千円
------	-----------

負債合計	2,247,104千円
------	-------------

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

自2025年 4 月 1 日
至2026年 3 月31日

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
2025年4月1日残高	408,615	381,374	2,661,665	3,451,654	5,782	3,457,436
当事業年度中の変動額						
新株の発行	884,005	884,005		1,768,011		1,768,011
新株の発行 (新株予約権の行使)	9,030	9,030		18,060		18,060
剰余金の配当			△232,910	△232,910		△232,910
当期純利益			804,835	804,835		804,835
株主資本以外の 項目の当期変動額						
当事業年度中の変動額合計	893,035	893,035	571,924	2,357,996		2,357,996
2026年3月31日残高	1,301,650	1,274,409	3,233,590	5,809,650	5,782	5,815,432

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）の評価基準及び評価方法

商品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～25年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分） 5年

のれん 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

執行役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。

① 健診ソリューション事業

- i ネットワーク健康診断は、企業・保険組合が行う健康診断の予約・精算代行・健診結果デジタル化並びに判定一元化のサービスを提供し健診結果を引き渡すものです。健診結果の引き渡しが完了した時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。
- ii 健診案内サービスは、健診案内を発送した時点で履行義務が充足することから、一時点で収益を認識しております。

② 健康管理クラウド事業

- i 健康管理クラウドサービス及び評価システムクラウドサービスの提供による収益は、契約期間においてクラウドサービスが提供されることを履行義務と識別していることから、一定期間にわたり収益を認識しております。
- ii クラウドサービス導入時の初期設定は、登録・設定作業が完了した一時点で収益認識しております。
- iii 代理店によるライセンス販売は、ライセンスが顧客に供与される時点において一時点で収益を認識しておりますが、一部のライセンス販売については、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める許諾期間にわたって収益を認識しております。

③ 医療機関等支援事業

企業の健康診断に関する案内業務、予約管理業務、精算代行業務の受託サービスは、健診受診に係る一連の業務を一括して受注し契約期間にわたって提供するものです。顧客はサービスの提供につれてその便益を享受することから、一定期間にわたり収益を認識しております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 151,348千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 52,201千円

長期金銭債権 200,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るもの

営業取引による取引高

売上高 3,681千円

販売費及び一般管理費 1,916千円

営業取引以外の取引による取引高 1,868千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式が存在しないため記載しておりません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務 13,869千円

未払事業税 15,529千円

退職給付引当金 5,200千円

その他 4,603千円

繰延税金資産合計 39,203千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 8,838千円

繰延税金負債合計 8,838千円

繰延税金資産の純額 30,364千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が施行されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株)あした のチーム	所有 直接68.3%	資金の援助 役員及び従 業員の派遣	資 金 の 貸 付 (注) 1	50,000	短期貸付金	50,000
				資 金 の 貸 付 (注) 2	200,000	長期貸付金	200,000
				利 息 の 受 取 (注) 1,2	249	未 収 利 息	249
				出 向 負 担 金 (注) 3	265	未 収 入 金	265
				経 営 管 理 料 (注) 4	1,353	未 収 入 金	1,488
そ の 他 の 関 係 会 社	SOMPO ホールデ ィングス (株)	被所有 直接32.1%	サービ ス提供 システム 利用	NW 健 診 売 上 (注) 5	3,681	売 掛 金	196
				システム関連費 (注) 5	1,916	—	—

- (注) 1. 第三者からの債権譲渡により取得したものであり、金利その他の条件は、譲渡元が設定していた契約条件を承継しております。
2. 貸出期間に応じた市場金利を勘案し、合理的な判断に基づき決定しています。
3. 当社の給与相当額と出向先の給与基準を勘案し、協議により決定しています。
4. 経営管理業務に係る人件費等の実費相当額を基礎として、内容及び負担割合等を勘案し、協議により決定しております。
5. 取引条件は、第三者間取引と同様の一般的な取引条件を勘案し決定しています。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

当社事業から生じる主な収益の認識につきましては、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 466円14銭

(2) 1株当たり当期純利益 66円70銭

当社は、2026年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

東京本社、大阪事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から16～28年と見積り、割引率は0.11%～2.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	43,816千円
時の経過による調整額	184千円
期末残高	44,001千円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。